

**該当要件・提出書類チェックリスト****10分の3以上減少したことにより****令和4年度新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免制度を申請される皆様**

提出にあたり要件、提出書類に不足がないかチェックしていただき、申請書とあわせてこの用紙も提出してください。

一つでもチェックが入らない場合は、書類不足で返送あるいは非該当となります。

## &lt;該当要件&gt;

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の令和4年の事業収入等（事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入）が令和3年の当該収入より10分の3以上減少した。
- 主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額が1,000万円を超えていない。
- 主たる生計維持者の減少した事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円を超えていない。
- 主たる生計維持者の令和3年の合計所得が0又はマイナスではない。
- 主たる生計維持者の減少した事業収入等に係る令和3年の所得が0又はマイナスではない。
- 非自発的失業者の保険料軽減や他の減免に該当していない。

※ 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯は、事業収入等の減少でなくても申請することができます。

申請には、死亡の場合は死亡診断書、重篤な傷病の場合は医師の診断書（いずれの場合も新型コロナウイルス感染症である旨が明記されているもの）が必要です。

## &lt;提出書類&gt;

- 国民健康保険料減額・免除申請書
- コロナ減免収入・所得状況申告書
- 該当要件・提出書類チェックリスト（この用紙）
- 主たる生計維持者の令和4年1年分の収入額が確認できる書類のコピー（源泉徴収票、給与明細、確定申告書の控え、売上帳等）  
→令和4年1年分の収入額が0円の場合は理由を記入してください。

- 主たる生計維持者の令和3年の収入が確認できる書類のコピー（令和3年分確定申告書控え、源泉徴収票等）
- 世帯主の本人確認書類のコピー（免許証、パスポート、マイナンバーカード等）

※事業を廃止した場合や解雇された場合（非自発的失業者の保険料軽減に該当する場合は除く）は、事業を廃止したことや解雇されたことを証明する書類のコピー（廃業届、解雇通知等）が必要です。